

のご
るみ
出
し燃
や
す
ご
みご燃
や
さ
な
いかび
ん
類
類ペ
ラ
製
容
器紙
類粗
大
ご
み環
境
美
化セ
南
ン
タ
ー
境許
事
可
業
ご
者
みで
市
で
き
な
い
もの
の
処
理感
染
症
対
策一
分
別
品
表
目回
收
M
A
P
拠
点

ごみのQ&A

一覧表の見方

市民の皆さんより、お問い合わせの多い事項についてご紹介します。

その他の内容については、市のホームページへも掲載しておりますので、参考としてください。

●出し方について

Q：指定ごみ袋に入りきらない不燃ごみは、どうしたら良いでしょうか？

A：かさや蛍光灯など若干長いものは、ごみ袋からはみ出していても回収しますが、電子レンジや扇風機など袋に入らないものは「粗大ごみ」になります。 ⇒ [参考ページ⑥・⑬・⑯](#)



Q：資源ごみは、レジ袋に入れて出せますか？

A：レジ袋など半透明な袋に入れて出すことはできません。
無色透明袋に入れて出して下さい。 ⇒ [参考ページ⑩](#)



Q：自宅の片づけで一度に大量のゴミが出る場合は、どのように処分すればいいですか？

A：一度に3袋以上出る場合は日々の収集には出さず、南環境センターへ直接搬入するか個別収集をご依頼ください。 ⇒ [参考ページ⑯・⑰](#)

●収集について

Q：自分が出したごみだけが、回収されずに残っています。どうすればいいですか？

A：収集カレンダーどおり当日の朝8時までに出したが、回収されず警告シールも貼られない場合は、市までご連絡ください。

Q：プラスチック製容器包装とペットボトルが大量に出るのに、なぜ2週間に1回しか収集がないのですか？

A：現在の南環境センターでの手選別処理施設では、他の資源ごみとの同時の処理は難しいため、2週間に1回とさせていただいております。排出量は把握しておりますので、今後の検討事項とさせていただきます。 ⇒ [参考ページ③](#)



のご
ルみ
I出
ルし
燃
やす
ごみ
ご燃
やさ
ない
かび
んん
類類
ペラ
製ボ
トル
紙
類
粗大
ごみ
環境
美化
セ南
ン環
タ
境
許事
可業
業ご
者み
で市
でき
ない
もの
感災
染症
対策
一分
別覧
品表
回
M
A
P
回
收
抛
点

Q：庭木のせん定枝や除草した草は、どのように出せばいいのですか？

A：庭木のせん定枝や草は、燃やすごみとして出してください。

指定ごみ袋に入れて出す場合は、50cm以内に切断して出してください。南環境センターへ直接搬入する場合は、長さ2メートル以下（直径25cm以下）であれば処分できます。

⇒ [参考ページ⑤・⑯](#)

直接持込みする場合の大きさ制限



●その他

Q：八幡浜市の一人当たりのごみの量はどれくらいですか？

A：1日あたり641g、1年間で234kgです。（令和元年度実績）資源ごみ回収が定着し、この数年は横ばいの状態が続いていますが、生ごみの水切りの徹底や、食品ロス削減をすすめることでさらに減量が可能です。 ⇒ [参考ページ⑯](#)

Q：ゴミステーションの管理は誰がするのですか？

A：各地域や建物の管理者で、日々の維持管理していただきます。

市が設置している場合の交換や修繕は、各地域の区長等を通じて市へご相談ください。

⇒ [参考ページ②](#)

Q：赤い警告シールが貼られ、回収されずに残されているごみはどうすればいいのですか？

A：分別ルールが守られない場合に、警告シールを貼り回収せずに残します。分別シールに理由が記載されていますので、出した本人が持ち帰り、正しい方法であらためて出して下さい。1週間ほど経過しても放置されている場合は、市へご連絡ください。 ⇒ [参考ページ②](#)

Q：私有地に不法投棄物がありましたが、どうすればいいですか？

A：不法投棄は厳しい罰則が定められた犯罪です。不法投棄物の処分については、投棄者が不明の場合、土地の管理責任にもとづき、原則として私有地の所有者等が処理することとなります。

日頃から、未然防止対策や適正管理をお願いします。希望があれば、再発防止の看板を市で設置することは可能です。

⇒ [参考ページ⑩](#)



Q：自営業の事務所で出た紙くずや茶殻なども、事業系一般廃棄物になるのですか？

A：事業を営む目的において出たごみは、事業系一般廃棄物となります。ただし、店舗兼住宅の場合は、例外として認めていますので、詳しくはお問い合わせください。

⇒ [参考ページ⑯・⑰](#)